

栄養食事指導を バックアップいたします！

公益社団法人長野県栄養士会栄養ケア・ステーション®

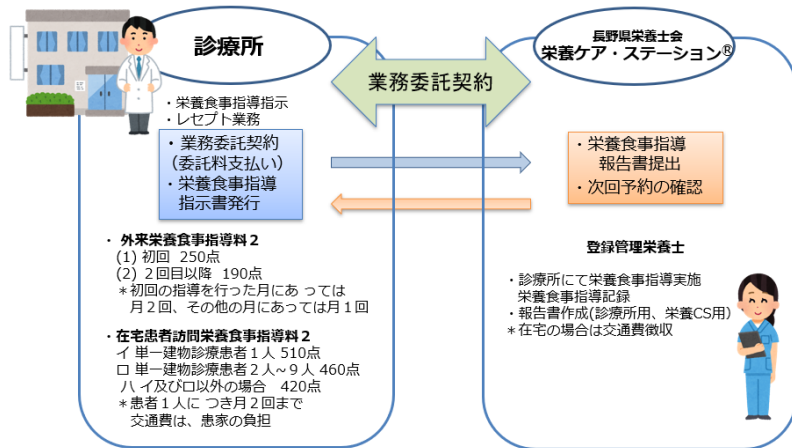
診療所における外来栄養食事指導、在宅患者訪問栄養食事指導、居宅療養管理指導は長野県栄養士会 栄養ケア・ステーションの管理栄養士が実施できます。



長野県栄養士会 栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します

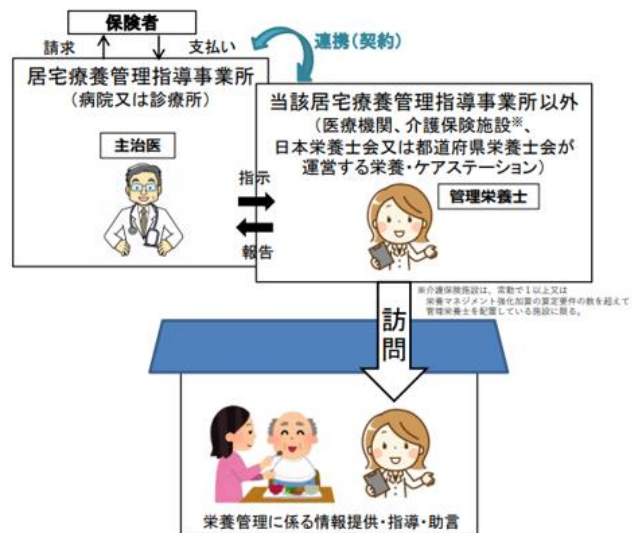
診療所における外来栄養食事指導料2、在宅患者訪問栄養食事指導料2、管理栄養士による居宅療養管理指導費Ⅱについて、当該保険医療機関、当該居宅療養管理指導事業所以外（他の保険医療機関、または栄養ケア・ステーション※）の管理栄養士が栄養食事指導を行う場合です。*居宅療養管理指導Ⅱの場合は条件により介護保険施設の管理栄養士も実施可。

外来栄養食事指導料2・在宅患者訪問栄養食事指導料2



居宅療養管理指導費Ⅱ

当該居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行う場合



なお、他の指定居宅療養管理指導事業所との連携により管理栄養士を確保し、居宅療養管理指導を実施する場合、主治医が認めた場合は、管理栄養士が所属する居宅療養管理指導事業所が算定することも可能

出典：令和3年度介護報酬改定（栄養関連）の概要について厚生労働省老健局 老人保健課資料

※介護報酬・診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。
「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても介護報酬・診療報酬の請求はできませんのでご注意ください。

お問合せ先

公益社団法人 長野県栄養士会
栄養ケア・ステーション

E-mail eiyou-na@beach.ocn.ne.jp

☎ 026-235-2308

FAX 026-235-0632

〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館3階

管理栄養士ご紹介について

公益社団法人 長野県栄養士会 栄養ケア・ステーション

1. 「業務委託契約書」を交わす

「栄養食事指導希望」と当会栄養ケア・ステーションまでご連絡ください。
お電話等でご説明させていただきます。

【連絡先】 E-mail eiyou-na@beach.ocn.ne.jp

☎ 026-235-2308 FAX 026-235-0632

〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館3階



2. 栄養食事指導の依頼方法

栄養食事指導を行う際は、ホームページからダウンロードした「栄養食事指導申込書」を栄養ケア・ステーション宛にメールもしくは郵送でお送りください。

指導希望日 2週間前までのご提出をお願いしておりますが、お急ぎの場合は上記連絡先までお申し出ください。

3. 担当管理栄養士のご連絡

当会栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせいたします。
その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

4. 指導日当日

外来の場合、担当管理栄養士が貴院にお伺いいたします。

* 貴院でご用意いただくもの

- ・ 外来栄養食事指導または在宅患者訪問栄養食事指導指示書
- ・ カルテ等

訪問栄養食事指導、居宅療養管理指導の場合は直接居宅へ伺います。



5. 業務委託費用の精算

毎月末日締め、翌月中旬頃までに、ご請求書を郵送いたします。

請求書に記載された指定口座までご入金をお願いいたします。なお、お振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元様でのご負担をお願いしております。